

自己点検事項

◇ 薬剤管理指導料(B008)

(1) 当該保険医療機関に常勤の薬剤師が2名以上配置されているとともに、薬剤管理指導に必要な体制がとられている。 ( 適 ・ 否 )

なお、週3日以上常態として勤務しており、かつ、所定労働時間が週22時間以上の勤務を行っている非常勤薬剤師を2人組み合わせることにより、当該常勤薬剤師の勤務時間帯と同じ時間帯にこれらの非常勤薬剤師が配置されている場合には、これらの非常勤薬剤師の実労働時間を常勤換算し常勤薬剤師数に算入することができる。ただし、常勤換算し常勤薬剤師に算入することができるのは、常勤薬剤師のうち1名までに限る。

(2) 医薬品情報の収集及び伝達を行うための専用施設(医薬品情報管理室)を有し、院内からの相談に対応できる体制が整備されている。 ( 適 ・ 否 )

なお、院内からの相談に対応できる体制とは、当該保険医療機関の医師等からの相談に応じる体制があることを当該医師等に周知していればよく、医薬品情報管理室に薬剤師が常時配置されている必要はない。

(3) 医薬品情報管理室の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報の管理及び医師等に対する情報提供を行っている。 ( 適 ・ 否 )

(4) 当該保険医療機関の薬剤師は、入院中の患者ごとに薬剤管理指導記録を作成し、投薬又は注射に際して必要な薬学的管理指導(副作用に関する状況把握を含む。)を行い、必要事項を記入するとともに、当該記録に基づく適切な患者指導を行っている。 ( 適 ・ 否 )

(5) 投薬・注射の管理は、原則として、注射薬についてもその都度処方箋により行っている(◆)。  
(◆)緊急やむを得ない場合においてはこの限りではない。 ( 適 ・ 否 )

点検に必要な書類等

・医療機関内に常勤の薬剤師が2人以上配置されていることが確認できる書類

点検に必要な書類等

・医薬品情報管理室(DI室)の薬剤師が、有効性、安全性等薬学的情報について医師等に対して情報提供を行った文書(DIニュース等)

医療機関コード

保険医療機関名